

丸亀市重層的支援体制 整備事業実施計画（案）

（令和 7 年度）

令和 7 年 月

丸亀市

目次

1 計画の概要	1
(1) 計画策定の目的と背景	1
(2) 重層的支援体制整備事業の概要	1
(3) 計画の位置付け	2
(4) 計画の期間	2
(5) 重層的支援体制整備事業と SDGs の推進	3
2 重層的支援体制整備事業における実施事業	4
(1) 包括的相談支援事業	5
(2) 地域づくり事業	6
(3) 多機関協働事業等	6
3 計画の推進	7
4 その他	8
(1) 重層的支援会議・支援会議の実施	8
(2) 重層的支援体制整備事業の実施イメージ	8
(3) 関係機関間の一体的な連携	10
(4) 重層的支援体制整備事業の実施にあたって	10
(5) 計画の策定過程	10

1 計画の概要

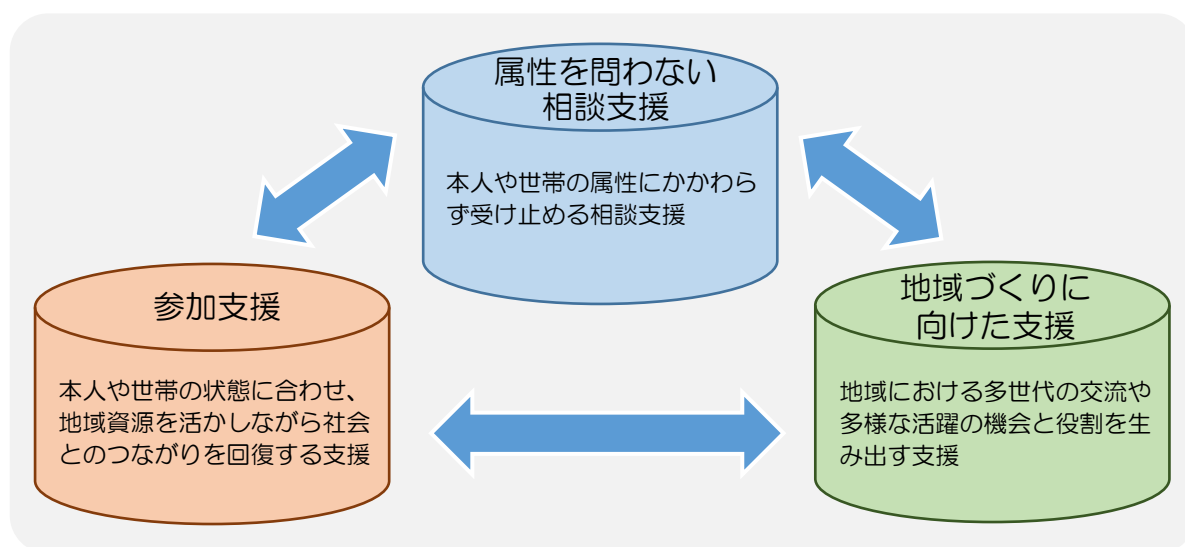
(1) 計画策定の目的と背景

少子高齢化、人口減少、核家族化、未婚・晩婚化等により、家族や地域コミュニティの機能が変化する中で、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）が令和 2 年に改正され、地域住民やその世帯の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

本市では、地域共生社会の実現に向け、丸亀市第 3 次地域福祉計画において、各種分野を超えた全世帯型の包括的・重層的な支援体制の整備を推進していくこととしています。重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的な取組とするため、当該事業の提供体制に関する事項を定める丸亀市重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

(2) 重層的支援体制整備事業の概要

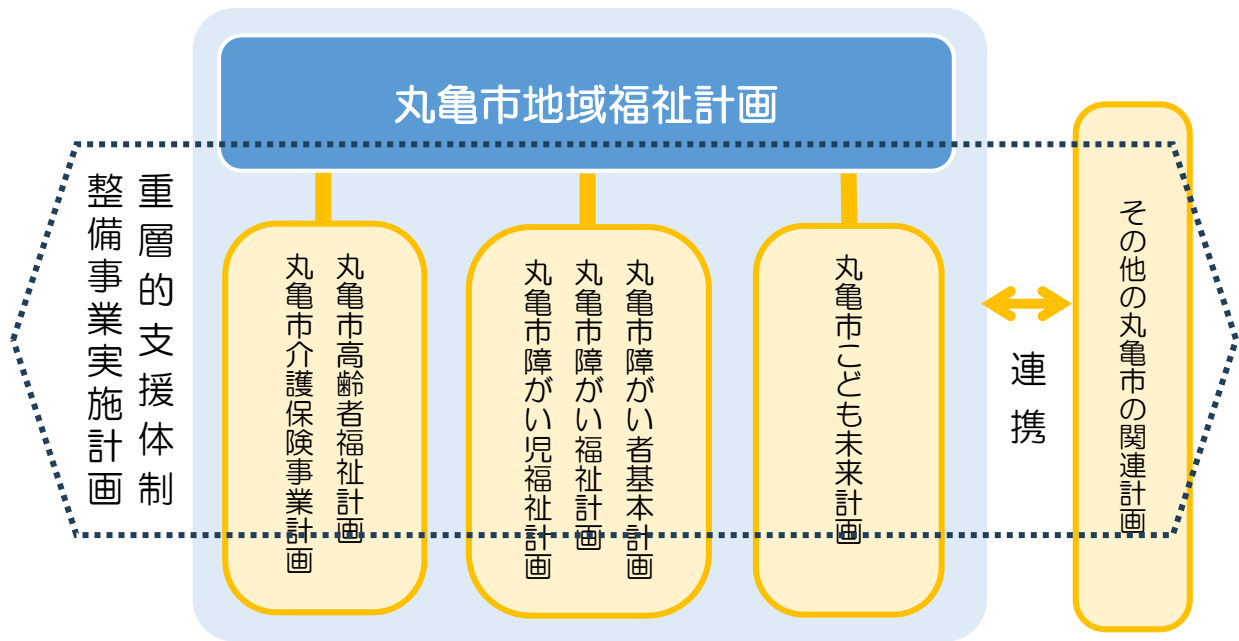
重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人とのつながりを基盤とした重層的なセーフティネットの構築を目指すものです。



そして、これら 3 つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、さらに「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」の 2 つの事業を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施するものとされています。

(3) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 106 条の 5 に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。また、「第 3 次丸亀市地域福祉計画」の基本理念「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」を共有し、分野別の計画である「丸亀市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「丸亀市障がい者基本計画」、「丸亀市障がい福祉計画」、「丸亀市障がい児福祉計画」、「丸亀市こども未来計画」、その他関連する個別計画の内容とも整合を図ります。



(4) 計画の期間

本実施計画は、令和 7 年度の 1 年間を計画期間とします。なお、令和 8 年度以降は次期地域福祉計画と一体的に策定する予定です。

(年度)														
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
総合計画														
地域福祉計画														
重層的支援体制整備事業実施計画														
高齢者福祉計画 介護保険事業計画														
障がい者基本計画														
障がい福祉計画 障がい児福祉計画														
こども未来計画														

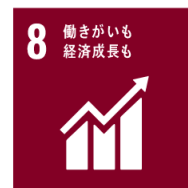
(5) 重層的支援体制整備事業と SDGs の推進

国際連合では、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、令和 12 年（2030 年）までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標として SDGs（持続可能な開発目標）を定めています。これは、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」という理念のもと、全ての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

本市において、SDGs の実現は、行政分野の枠を超えて全庁的に取り組む指針として位置付けられており、取組の充実を図っているところです。

こうしたことから、本計画においても、誰一人取り残さない社会の実現を目指す SDGs の理念の下、計画の推進に取り組んでいくものとします。

本事業に密接に関連する SDGs



2 重層的支援体制整備事業における実施事業

丸亀市における重層的支援体制整備事業の枠組みは下表に示すとおりです。既存の高齢、障がい、こども、生活困窮の取組を最大限に生かしつつ、地域住民やその他の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進します。

丸亀市における重層的支援体制整備事業の枠組み

事業の種類	主な 対象分野	事業名		所管課
包括的 相談支援事業	高齢	地域包括支援センターの運営		高齢者支援課
	障がい	障害者相談支援事業		福祉課
	こども	利用者 支援事業	基本型	子育て支援課 幼保運営課
			こども家庭センター型	子育て支援課 健康課
			妊婦等包括相談支援事業型	健康課
	生活困窮	自立相談支援事業		福祉課
地域づくり事業	高齢	地域介護予防活動支援事業		高齢者支援課
		生活支援体制整備事業		
	障がい	地域活動支援センター事業		福祉課
	こども	地域子育て支援拠点事業		子育て支援課 幼保運営課
	生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業		福祉課
多機関協働事業等	共通	多機関協働事業		福祉課
	共通	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		
	共通	参加支援事業		

(1) 包括的相談支援事業

相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、必要に応じて関係支援機関との連携を図ります。課題が複合化・複雑化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につながります。

類型	内容
基本型事業・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一事業の支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた者の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎなどに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。

包括的相談支援事業の実施体制

実施事業	主な対象分野	支援機関	拠点数	運営形態	所管部署
地域包括支援センターの運営	高齢	地域包括支援センター	1	直営	高齢者支援課 地域包括支援センター
		老人介護支援センター（ランチ）	6	委託	
障害者相談支援事業	障がい	相談支援事業所	3	委託	福祉課
利用者支援事業	こども	<基本型> ●基本Ⅰ型 2か所 ●基本Ⅱ型 1か所 ●基本Ⅲ型 ・子育て支援拠点施設（9か所） ・東小川児童センター	13	一部委託	子育て支援課 幼保運営課
		<こども家庭センター型> こども家庭センター	1	直営	子育て支援課 健康課
		<妊婦等包括相談支援事業型> 健康課	1	一部委託	健康課
自立相談支援事業	生活困窮	あすたねっと	1	委託	福祉課

(2) 地域づくり事業

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、多様な地域活動が生まれやすい環境をつくります。

地域づくり事業の実施体制

実施事業	主な対象分野	実施体制（設置箇所数）	運営形態	所管部署
地域介護予防活動支援事業	高齢	地域包括支援センター （元気いっぱい！長生き体操 実施場所：49か所）	直営	高齢者支援課 地域包括支援センター
生活支援体制整備事業	高齢	丸亀市社会福祉協議会 （協議体設置数：9か所）	委託	高齢者支援課 地域包括支援センター
地域活動支援センター事業	障がい	地域活動支援センター （Ⅰ型：4か所、Ⅱ型：2か所、Ⅲ型：2か所）	委託	福祉課
地域子育て支援拠点事業	こども	ひろば型（5か所）	委託	子育て支援課
		センター型（7か所）	一部委託	幼保運営課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮	丸亀市社会福祉協議会	委託	福祉課

(3) 多機関協働事業等

実施主体	運営形態
丸亀市	委託

① 多機関協働事業

単独の支援機関では対応が困難な複合化・複雑化した支援ニーズを有し、支援関係機関等で役割分担を行うことが望ましい事例について、支援プランを作成し、支援が円滑に進むよう事例全体のコーディネートを行います。コーディネートにあたっては、必要に応じて重層的支援会議を開催し、支援関係機関との連携を図ります。

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関等と連携し、長期にわたり人や社会と交流がなくひきこもりの状態にあるなど、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。また、時間をかけた丁寧な働きかけにより、本人と信頼関係にもとづくつながりの形成を目指します。

③ 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間をコーディネートし、マッチングを行います。支援メニューのマッチング後、本人の状態にあった支援が実施できているかフォローアップを行い、多様な社会参加の実現を目指します。

3 計画の推進

本計画は、随時、実施状況等を評価・検証したうえで、施策の充実や見直しについて検討を行い、円滑な事業実施に努めます。なお、事業の評価・検証にあたっては、丸亀市福祉推進委員会で意見を聞き、事業の充実に生かします。

4 その他

(1) まるごと会議（重層的支援会議・支援会議）の実施

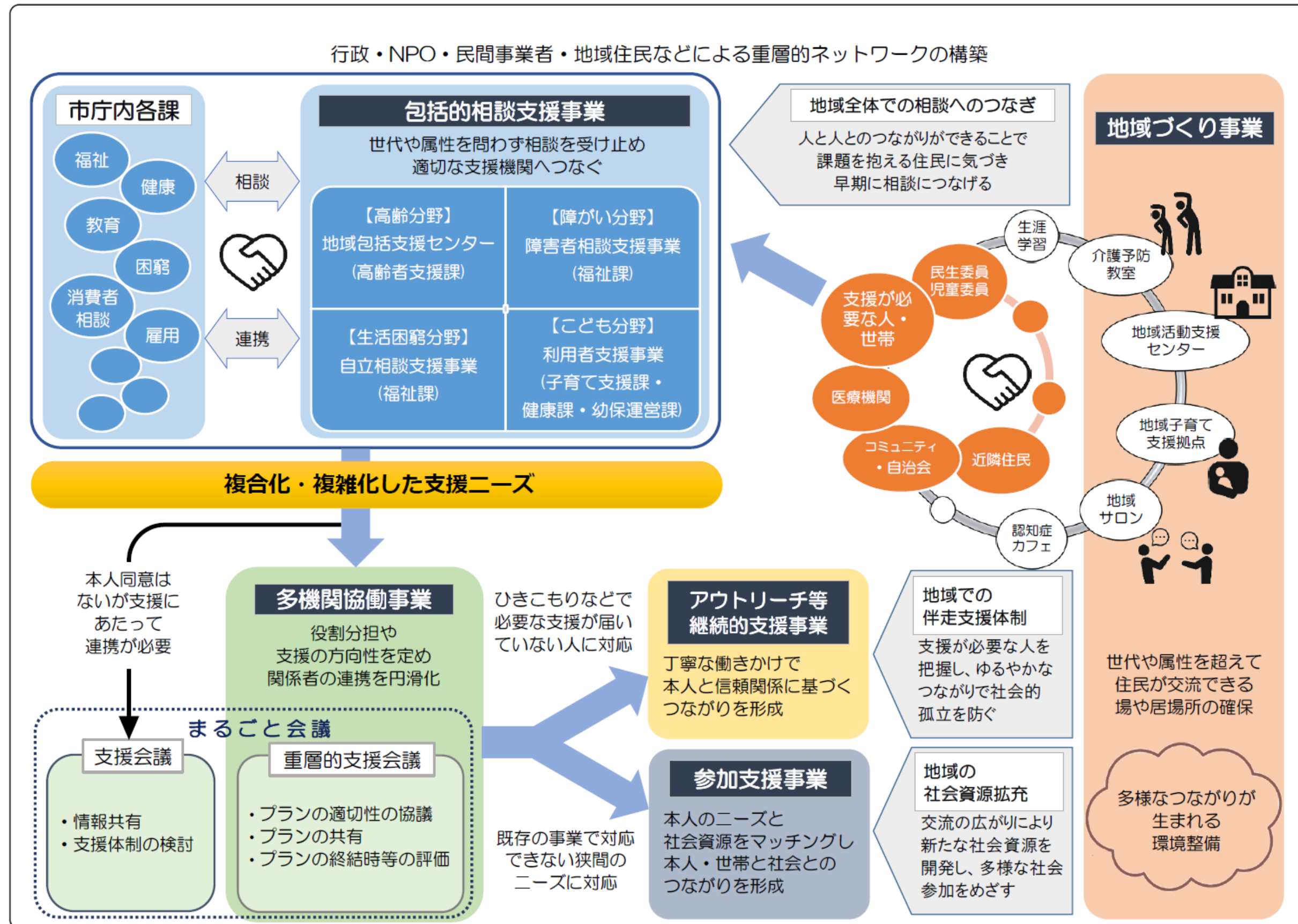
重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するため、支援関係機関等を招集して、重層的支援会議を開催します。また、本人同意が得られない場合で、支援機関等の間で情報共有が必要な事案については、社会福祉法第 106 条の 6 の規定により、会議の構成員に対する守秘義務を設け、支援会議を開催します。

	重層的支援会議	支援会議
主催	多機関協働事業者	丸亀市福祉課
目的	重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するため	関係機関がそれぞれ把握しながらも支援が届いていない個々の事案の情報共有や必要な支援体制検討の円滑化のため
構成員の役割	・プランの適切性の協議 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討	・気になる事案の情報提供・情報共有 ・見守りと支援方針の理解 ・緊急性がある事案への対応

(2) 重層的支援体制整備事業の実施イメージ

丸亀市における重層的支援事業の実施イメージは次頁のとおりです。行政・NPO・民間事業者・地域住民などによる重層的ネットワークを充実させ、本市の実情にあった包括的な支援体制による取組を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

丸亀市における重層的支援体制整備事業実施イメージ



(3) 関係機関間の一体的な連携

多機関協働による支援体制や、個別ケース支援、地域の社会資源の活用等を検討する場について、重層的支援会議、支援会議、支援検討会議、体制検討会議を位置付け、関係機関間の一体的な連携を図ります。

また、相談支援に携わる事業者に対しては、研修会を通して、顔の見える関係性づくりと連携支援の定着に努めます。

	支援検討会議	体制検討会議
内 容	・関係者の連携に関すること ・社会資源の充足状況の把握と開発に関すること ・多様な地域活動が生まれやすい環境整備、多様な社会参加の実現に関すること ・その他、必要と認められる事項	
構成員	・庁内関係課の実務担当者 ・多機関協働事業者 ・アウトリーチ等継続的支援事業者 ・参加支援事業者 ・その他会長（福祉課長）が必要と認める者	・庁内関係課の代表者 ・多機関協働事業者の代表者 ・アウトリーチ等継続的支援事業者の代表者 ・参加支援事業者の代表者 ・その他会長（健康福祉部長）が必要と認める者

(4) 重層的支援体制整備事業の実施にあたって

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、本実施計画による他、別途作成するマニュアル等に基づき効果的に実施します。

(5) 計画の策定過程

年月	内容
令和6年8月	丸亀市重層的支援体制整備事業への移行準備事業庁内連絡会議にて協議
令和7年2月	丸亀市福祉推進委員会にて説明

丸亀市重層的支援体制整備事業実施計画

令和 7 年 月

丸亀市 健康福祉部福祉課

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

TEL : 0877-24-8873 FAX : 0877-24-8861

丸亀市ホームページ : <https://www.city.marugame.lg.jp/>
